

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)(第七条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十の七 (略)</p> <p>二十の八 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。</p> <p>二十一 二十四 (略)</p> <p>二十四の二 キャッシュ・フロー 財務諸表等規則第八条第十八項、連結財務諸表規則第十二条第十三号、中間財務諸表等規則第二條の二第四号、中間連結財務諸表規則第二条第十号、四半期財務諸表等規則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。</p> <p>二十五 三十六 (略)</p> <p>(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘)</p> <p>第二条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十の七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十一 二十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十五 三十六 (略)</p> <p>(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘)</p> <p>第二条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう</p>

提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条第一項に掲げるもので、定時株主総会に報告したも又はその承認を受けたもの（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）（内国法人である指定法人にあつては、これらに準ず

提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十六条第五項第二号に掲げる書類

るもの)

ハ〜ヘ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ〜ホ (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コモーションアル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)
 - 二 及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)
- 募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この

ハ〜ヘ (略)

二 外国会社 次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コモーションアル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)
 - 二 及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)
- 募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この

号及び第四項において同じ。)又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ 有価証券の種類及び銘柄(株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含み、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること。)

ロ ホ (略)

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

ト チ (略)

リ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質(第九項に規定する場合に該当する場合にあつては、第八項に規定する取得請求権付株券等の内容と第九項に規定するデリバティブ取引(法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)その他の取引の内容を一体のものとする)とした場合の特質。以下同じ。)

- (2) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

号及び第四項において同じ。)又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ 有価証券の種類及び銘柄(株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含む。)

ロ ホ (略)

ヘ 新規発行による手取金の額及び用途

ト チ (略)

リ 有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容

- (3) 第九項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
- (4) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下りにおいて同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、その旨）
- (5) 提出会社の株券の売買（令第二十六条の二の二第一項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、その旨）
- (6) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容
- (7) その他投資者の保護を図るため必要な事項
- 又 有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容（受託有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、当該受託有価証券の内容及び当該受託有価証券に係るりに掲げる事項）
- ル 預託証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事

- 又 預託証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容
- (新設)

項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容
(当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等で
ある場合には、当該有価証券の内容及び当該有価証券に係るリ
に掲げる事項)

ヲ 当該有価証券(株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債
券に限る。以下この号において同じ。)の募集又は売出しが当
該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる
方法(会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び
同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定によ
る新株予約権の割当てによる方法(外国会社にあつては、これ
らに準ずる方法。)並びに(1)及び(2)に掲げる方法を除く。次号
において「第三者割当」という。)により行われる場合には、
イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に
掲げる事項

(1) 一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集
又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価
証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこと
とされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当て
る方法

(2) 新株予約権(譲渡が禁止される旨の制限が付されているも
のに限る。)を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行
者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当て
る方法

(新設)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合） 次に掲げる事項

イ 前号イからハまで及びヘからヌまでに掲げる事項

ロ・ハ (略)

二 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を取得しようとする者（以下ニにおいて「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

(2) (略)

(3) 保有期間その他の当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

ホ 当該有価証券の発行が第三者割当により行われる場合には、

第二号様式第一部の第3に掲げる事項

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ 前号イからハまで及びヘからリまでに掲げる事項

ロ・ハ (略)

二 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）又は新株予約権証券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該株券又は新株予約権証券を取得しようとする者（以下ニにおいて「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

(2) (略)

(3) 保有期間その他の当該株券又は新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

(新設)

二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合 次に掲げる事項
イ〜ホ （略）

三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなる事又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなる事又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合 次に掲げる事項
イ〜ニ （略）

四 提出会社の主要株主（法第六十三條第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなる事又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。）があつた場合 次に掲げる事項
イ〜ハ （略）

五 提出会社に係る重要な災害（提出会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控

二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合
イ〜ホ （略）

三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなる事又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。）又は提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなる事又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合
イ〜ニ （略）

四 提出会社の主要株主（法第六十三條第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなる事又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。）があつた場合
イ〜ハ （略）

五 提出会社に係る重要な災害（提出会社の当該災害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控

除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。第十七号を除き、以下この条において同じ。)の百分の三以上に相当する額である災害をいう。)が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

六 提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。)となる株式交換(当該株式交換により株式交換完全子会社(同法第七百六十八条第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。)

除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。第十七号を除き、以下この条において同じ。)の百分の三以上に相当する額である災害をいう。)が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該提出会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

六 提出会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は提出会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。)となる株式交換(当該株式交換により株式交換完全子会社(同法第七百六十八条第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。)

又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われること
とが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された
場合 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定す
る機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日に
おける純資産額の百分の十以上減少し、若しくは増加することが
見込まれる吸収分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最
近事業年度の売上高の百分の三以上減少し、若しくは増加するこ
とが見込まれる吸収分割が行われることが、当該提出会社の業務
執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新
設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の
売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行わ
れることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定
された場合 次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸

又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われるこ
とが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された
場合 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定す
る機関により決定された場合

イ〜ホ (略)

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日に
おける純資産額の百分の十以上減少し、若しくは増加することが
見込まれる吸収分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最
近事業年度の売上高の百分の三以上減少し、若しくは増加するこ
とが見込まれる吸収分割が行われることが、当該提出会社の業務
執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ハ (略)

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新
設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の
売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行わ
れることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定
された場合

イ〜ホ (略)

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末
日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸

収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に掲げる事項

イ〜ハ (略)

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に掲げる事項

イ〜ホ (略)

八 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受けが行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に掲げる事項

イ〜ハ (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ

収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に掲げる事項

イ〜ハ (略)

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に掲げる事項

イ〜ホ (略)

八 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受けが行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に掲げる事項

イ〜ハ (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ

。) があつた場合 (定時の株主総会 (優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。) 終了後、有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。) 次に掲げる事項

イ、ニ (略)

九の二 提出会社が有価証券報告書を当該有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会前に提出した場合であつて、当該定時株主総会において、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会における決議事項が修正され、又は否決されたとき、次に掲げる事項

イ 当該有価証券報告書を提出した年月日

ロ 当該定時株主総会が開催された年月日

ハ 決議事項が修正され、又は否決された旨及びその内容

九の三 提出会社において、監査公認会計士等 (当該提出会社の財務計算に関する書類 (法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。) について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士 (公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三十三号) 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。) 若しくは監査法人 (以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。) 又は当該提出会社の内部統制報告書 (法第二十四条の四の四第

。) があつた場合 (定時の株主総会 (優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。) 終了後、有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。)

イ、ニ (略)

(新設)

九の二 提出会社において、監査公認会計士等 (当該提出会社の財務計算に関する書類 (法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。) について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士 (公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三十三号) 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。) 若しくは監査法人 (以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。) 又は当該提出会社の内部統制報告書 (法第二十四条の四の四第

一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。
）について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）

次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

十 提出会社に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法

一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。
）について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）

イ〜ハ（略）

十 提出会社に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法

律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立て、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実(以下この号、次号、第十七号及び第十八号において「破産手続開始の申立て等」という。)があつた場合、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十一 提出会社に債務を負っている者及び提出会社から債務の保証を受けている者(以下この号において「債務者等」という。)について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十二 提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。)が発生した場合、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

十三 連結子会社に係る重要な災害(連結子会社の当該災害による

律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立て、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実(以下この号、次号、第十七号及び第十八号において「破産手続開始の申立て等」という。)があつた場合、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十一 提出会社に債務を負っている者及び提出会社から債務の保証を受けている者(以下この号において「債務者等」という。)について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ〜ニ (略)

十二 提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。)が発生した場合

イ〜ハ (略)

十三 連結子会社に係る重要な災害(連結子会社の当該災害による

被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合、次に掲げる事項

イ〜ホ （略）

十四 連結子会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は連結子会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額である場合、次に掲げる事項

イ〜ホ （略）

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合、次に掲げる

被害を受けた資産の帳簿価額が当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この条において「当該連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額（以下この条において「連結純資産額」という。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該連結会社の事業に著しい影響を及ぼすと認められる場合、

イ〜ホ （略）

十四 連結子会社に対し訴訟が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は連結子会社に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額が、当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額である場合、

イ〜ホ （略）

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合、

事項

イ～ト (略)

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ～へ (略)

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ～ト (略)

十五の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高

イ～ト (略)

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ～へ (略)

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ～ト (略)

十五の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高

の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ〜へ (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ〜ト (略)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ〜へ (略)

の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜へ (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜ト (略)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ〜へ (略)

十六 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受け又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受けが行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合、次に掲げる事項

イ～ニ

十七 連結子会社（当該連結子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額が負債の総額以上である場合の資産の総額から負債の総額を控除して得た額をいう。）又は債務超過額（負債の総額が資産の総額を超える場合の負債の総額から資産の総額を控除して得た額をいう。）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額であるものに限る。）に係る破産手続開始の申立て等があつた

場合、次に掲げる事項

イ～ホ （略）

十八 連結子会社に債務を負っている者及び連結子会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額の

十六 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受け又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受けが行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合、次に掲げる事項

イ～ニ （略）

十七 連結子会社（当該連結子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額（資産の総額が負債の総額以上である場合の資産の総額から負債の総額を控除して得た額をいう。）又は債務超過額（負債の総額が資産の総額を超える場合の負債の総額から資産の総額を控除して得た額をいう。）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額であるものに限る。）に係る破産手続開始の申立て等があつた

場合、

イ～ホ （略）

十八 連結子会社に債務を負っている者及び連結子会社から債務の保証を受けている者（以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上に相当する額の

当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合 次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

十九 当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合 次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

3〜7 (略)

8 第二項第一号に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とは、会社法第二条第十八号に規定する取得請求権付株式に係る株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するもの、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この項及び次項において「取得請求権付株券等」という。）であつて、当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数又は当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使に際して支払われるべき金銭その他の財産の価額が、当該取得請求権付株券等が発行された後の一定の日又は一定の期間における当該取得請求権付株券等の発行者

当該債務者等に対する売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

イ〜ホ (略)

十九 当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ〜ハ (略)

3〜7 (略)

(新設)

の株券の価格（法第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最終の価格、当該最終の価格を利用して算出される平均価格その他これらに準ずる価格をいう。）を基準として決定され、又は修正されることがある旨の条件が付されたものをいう。

9| 取得請求権付株券等と密接な関係を有するデリバティブ取引その他の取引の内容を当該取得請求権付株券等の内容と一体のものとしてみなした場合において、当該取得請求権付株券等が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（前項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。）と同じ性質を有することとなるときは、当該取得請求権付株券等を行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなして、この府令の規定を適用する。

10|
11| (略)

(新設)

8|
9| (略)

○ 企業内容等に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																																																						
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略) 4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略) (2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr><td>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr><td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td><td></td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>各社債の金額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>発行価額の総額（円）</td><td></td></tr> </table>	当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質		新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）		各社債の金額（円）		発行価額の総額（円）		<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～3 (略) 4【新規発行新株予約権証券】(12) (1) (略) (2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr><td>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td><td></td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替社債の総額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>各社債の金額（円）</td><td></td></tr> <tr><td>発行価額の総額（円）</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		代用払込みに関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額（円）		各社債の金額（円）		発行価額の総額（円）	
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質																																																																							
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																							
新株予約権の目的となる株式の数																																																																							
新株予約権の行使時の払込金額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																							
新株予約権の行使期間																																																																							
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																																							
新株予約権の行使の条件																																																																							
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																																							
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																							
代用払込みに関する事項																																																																							
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																																							
銘柄																																																																							
記名・無記名の別																																																																							
券面総額又は振替社債の総額（円）																																																																							
各社債の金額（円）																																																																							
発行価額の総額（円）																																																																							
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																							
新株予約権の目的となる株式の数																																																																							
新株予約権の行使時の払込金額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																																																							
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																							
新株予約権の行使期間																																																																							
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																																																							
新株予約権の行使の条件																																																																							
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件																																																																							
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																							
代用払込みに関する事項																																																																							
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																																																																							
銘柄																																																																							
記名・無記名の別																																																																							
券面総額又は振替社債の総額（円）																																																																							
各社債の金額（円）																																																																							
発行価額の総額（円）																																																																							

発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（14）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（14）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)

1【割当予定先の状況】(23-3)

2【株券等の譲渡制限】(23-4)

3【発行条件に関する事項】(23-5)

4【大規模な第三者割当に関する事項】(23-6)

5【第三者割当後の大株主の状況】(23-7)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6【大規模な第三者割当の必要性】(23-8)

7【株式併合等の予定の有無及び内容】(23-9)

8【その他参考になる事項】(23-10)

第4 (略)

第二部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)～(8) (略)

(9)【従業員株式所有制度の内容】(47-2)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により届出の対象とした募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a (略)

b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)～(8) (略)

(新設)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により届出の対象とした募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a (略)

b 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

(新設)

<p><u>この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u></p> <p><u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u></p> <p><u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</u></p> <p>d <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>(a) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由</u></p> <p>(b) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容</u></p> <p>(c) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(d) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(e) <u>提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u></p> <p>(f) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p><u>e～h</u> (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>新規発行新株予約権証券</u></p> <p><u>a～g</u> (略)</p> <p><u>h</u> <u>「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。</u></p> <p><u>i</u> <u>新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>j～q</u> (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>新株予約権付社債に関する事項</u> (12)のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>手取金の使途</u></p> <p>a <u>提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>売出有価証券</u></p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c</u> <u>売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)のdに準じて記載すること。</u></p> <p><u>d～h</u> (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(23-2) <u>第三者割当の場合の特記事項</u> <u>第三者割当（第19条第2項第1号に規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>c～f</u> (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>新規発行新株予約権証券</u></p> <p><u>a～g</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>h～o</u> (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>新株予約権付社債に関する事項</u> (12)のa、g、h、i、j、k、l、m及びnに準じて記載すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>手取金の使途</u></p> <p>a <u>新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>売出有価証券</u></p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>c～g</u> (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。

(23-3) 割当予定先の状況

次の a から g までに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該 a から g までに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要 次の（a）から（d）までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該（a）から（d）までに定める事項を記載すること。（d）に定める事項については可能な範囲で記載すること。

（a）個人 氏名、住所及び職業の内容

（b）有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日

（c）有価証券報告書提出会社以外の法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限り。）、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率

（d）有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限り。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下この様式において「業務執行組合員等」という。）に関する事項（（a）から（d）までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該（a）から（d）までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載にあたっては、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。

b 提出者と割当予定先との間の関係 提出者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であって、その業務執行組合員等と提出者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

c 割当予定先の選定理由 割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。

d 割り当てようとする株式の数 この届出書に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。

e 株券等の保有方針 この届出書に係る第三者割当に係る株券等について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。

f 払込みに要する資金等の状況 割当予定先がこの届出書に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。

g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下この g において「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。

(23-4) 株券等の譲渡制限

この届出書に係る第三者割当に係る株券等についてその譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(23-5) 発行条件に関する事項

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。

b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行（以下この b において「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下この b において「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場

(新設)

(新設)

(新設)

<p>合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。</p>	
<p>(23-6) <u>大規模な第三者割当に関する事項</u> この届出書に係る第三者割当により次のa又はbに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。 a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権(社債に付されているものを含む。以下この(23-6)及び(23-7)において「株式等」という。)に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この(23-6)及び(23-7)において「割当議決権数」という。)(この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数(当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下このaにおいて「加算議決権数」という。)を含む。)を提出者の総株主の議決権(「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「(7) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下このb及び(23-7)のcにおいて同じ。)の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合 b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数を合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合 (a) その者の近親者(二親等内の親族をいう。(b)において同じ。) (b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体(以下この(b)において「法人等」という。)並びに当該法人等の子会社</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(23-7) <u>第三者割当後の大株主の状況</u> a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この(23-7)において同じ。)における大株主の状況について、(45)のb及びcに準じて記載すること。 b 割当予定先が大株主となる場合について、「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。 c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を総株主の議決権の数の割当議決権数を加えた数で除して算出した割合(小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合)を記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(23-8) <u>大規模な第三者割当の必要性</u> a この届出書に係る第三者割当が(23-6)に規定する場合における第三者割当(以下この(23-8)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。 b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程(経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。)を具体的に記載すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(23-9) <u>株式併合等の予定の有無及び内容</u> 提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、</p>	<p>(新設)</p>

株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(23-10) その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の用途について、(20) に準じて記載すること。

(24) (略)

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。

なお、特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。)には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(21)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a)～(p) (略)

b～d (略)

(26) (略)

(27) 事業の内容

a 届出書提出日の最近日(以下「最近日」という。)現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

b (略)

(28)・(29) (略)

(30) 業績等の概要

a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。)の状況について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

b (略)

c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目(収益に関する項目等。dにおいて

(新設)

(24) (略)

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(p) (略)

b～d (略)

(26) (略)

(27) 事業の内容

a 届出書提出日の最近日(以下「最近日」という。)現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

b (略)

(28)・(29) (略)

(30) 業績等の概要

a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

b (略)

(新設)

<p>同じ。)と連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等。dにおいて同じ。)を記載すること。</p> <p>d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。)を(60)のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に關する事項を記載すること。</p> <p>また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。</p> <p>(31) ・ (32) (略)</p> <p>(33) 事業等のリスク</p> <p>a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(34) ～ (39) (略)</p> <p>(40) 株式の総数等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</p> <p>d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</p> <p>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</p> <p>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</p> <p>e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</p> <p>(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容</p> <p>(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めが</p>	<p>(新設)</p> <p>(31) ・ (32) (略)</p> <p>(33) 事業等のリスク</p> <p>a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(34) ～ (39) (略)</p> <p>(40) 株式の総数等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</p> <p>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</p> <p>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

ない場合はその旨)

(c) 提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めがない場合はその旨)

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f～j (略)

(41) 新株予約権等の状況

a～e (略)

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(40)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

g (略)

(42)～(47) (略)

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。)又はこれらの者を対象とする持株会(以下この(47-2)において「従業員等持株会」という。)に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度(以下この(47-2)において「従業員株式所有制度」という。)を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a) 当該従業員株式所有制度の概要(例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容)

(b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

(c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(48)～(58) (略)

(59) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表(e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c (略)

d 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。

f 特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備(例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置)を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

g・h (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、これらに相当するものをいう。

d～h (略)

(41) 新株予約権等の状況

a～e (略)

(新設)

f (略)

(42)～(47) (略)

(新設)

(48)～(58) (略)

(59) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表(cにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

(新設)

b (略)

(新設)

(新設)

(新設)

c・d (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して

以下この様式において同じ。)については、前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61) ただし書、(62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)及び持分変動計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。)又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。))、中間連結株主資本等変動計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)及び中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。))等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c (略)

(61) ~ (64) (略)

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

(66) その他

a ~ c (略)

d (略)

(a) (略)

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)

(c)・(d) (略)

e (略)

(67) 財務諸表

a (略)

b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合((59) のdに該当する場合に限る。)には、(67) (bを除く。)から(72)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67) (bを除く。)から(72)までに準じて記載すること。

c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の

記載すること。

なお、(61) ただし書、(62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c (略)

(61) ~ (64) (略)

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

(66) その他

a ~ c (略)

d (略)

(a) (略)

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条第1項第3号の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)

(c)・(d) (略)

e (略)

(67) 財務諸表

a (略)

(新設)

b 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務

<p>計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。（72）及び（73）において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p><u>d ~ g</u> (略)</p> <p>(68) ~ (84) (略)</p> <p>(84-2) <u>指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載</u></p> <p><u>指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</u></p> <p>(85) ~ (87) (略)</p>	<p>諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p><u>c ~ f</u> (略)</p> <p>(68) ~ (84) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(85) ~ (87) (略)</p>
--	--

改正案

現 行

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	

利率 (%)		利払日	
利払日		利息支払の方法	
利息支払の方法		償還期限	
償還期限		償還の方法	
償還の方法		募集の方法	
募集の方法		申込証拠金 (円)	
申込証拠金 (円)		申込期間	
申込期間		申込取扱場所	
申込取扱場所		払込期日	
払込期日		振替機関	
振替機関		担保の種類	
担保の種類		担保の目的物	
担保の目的物		担保の順位	
担保の順位		先順位の担保をつけた債権の金額	
先順位の担保をつけた債権の金額		担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		担保付社債信託法上の受託会社	
担保付社債信託法上の受託会社		担保の保証	
担保の保証		財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (担保提供制限)		財務上の特約 (その他の条項)	
財務上の特約 (その他の条項)		取得格付	
取得格付		(新株予約権付社債に関する事項)	
(新株予約権付社債に関する事項)		新株予約権の目的となる株式の種類	
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質		新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使期間		新株予約権の行使の条件	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の行使の条件		新株予約権の譲渡に関する事項	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		代用払込みに関する事項	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) (略)

(2) 追完情報

a～c (略)

d (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表(提出会社が特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。))であって、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。))により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b)・(c) (略)

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
--------------------------	--

6～10 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) (略)

(2) 追完情報

a～c (略)

d (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b)・(c) (略)

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計

7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（提出会社が特定会社であって、中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) (略)

e (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が特定会社であって、連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。）(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)・(c) (略)

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が特定会社であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) (略)

f・g (略)

(3)・(4) (略)

年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) (略)

e (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)・(c) (略)

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) (略)

f・g (略)

(3)・(4) (略)

改正案

現行

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	

発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2 (略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

- 1 【割当予定先の状況】
- 2 【株券等の譲渡制限】
- 3 【発行条件に関する事項】
- 4 【大規模な第三者割当に関する事項】
- 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

- 6 【大規模な第三者割当の必要性】
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】
- 8 【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第五部 (略)
(記載上の注意)
(略)

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第五部 (略)
(記載上の注意)
(略)

改正案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</u></p> <p>c <u>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u> <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</u></p> <p>d <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>(a) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由</u></p> <p>(b) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容</u></p> <p>(c) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(d) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u></p> <p>(e) <u>提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u></p> <p>(f) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p><u>e・f</u> (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(1)のdに準じて記載すること。</u></p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>c・d</u> (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p>

改正案

現行

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】(12)

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】(12)

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	

各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）（14）	
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）（14）	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第七部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類
届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使
価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載
すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a (略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第七部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(3) (略)

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類
届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a (略)

<p>b <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。</u></p> <p>c 「内容」の欄には、<u>単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> この場合において、<u>会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u> <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。</u></p> <p>d <u>新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>(a) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由</u> (b) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容</u> (c) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u> (d) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）</u> (e) <u>提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u> (f) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p>e～h (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>新規発行新株予約権証券</u> a～g (略)</p> <p>h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、<u>新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。</u></p> <p>i <u>新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>j～q (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>新株予約権付社債に関する事項</u> (12)のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>手取金の使途</u> a <u>提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。</u> b (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>売出有価証券</u></p>	<p>b 「内容」の欄には、<u>単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> この場合において、<u>会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>c～f (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>新規発行新株予約権証券</u> a～g (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>h～o (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>新株予約権付社債に関する事項</u> (12)のa、g、h、i、j、k、l、m及びnに準じて記載すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>手取金の使途</u> a <u>新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。</u> b (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>売出有価証券</u></p>
---	---

<p>a・b (略)</p> <p><u>c</u> 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)のdに準じて記載すること。</p> <p><u>d～h</u> (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p><u>(23-2) 第三者割当の場合の特記事項</u></p> <p>第二号様式記載上の注意 (23-2) から (23-10) までに準じて記載すること。</p> <p>(24) ～ (59) (略)</p>	<p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>c～g</u> (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(24) ～ (59) (略)</p>
--	---

改正案

現行

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	

発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(7) (略)

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意(25)のaの(a)から(o)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のbの(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により連結財務諸表を作成し、又は財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b 提出会社が、公開買付けに関して本届出書を提出する場合には、提出会社（提出会社が公開買付者でない場合には、当該公開買付者である会社をいう。）及び当該公開買付けの対象者について最近事業年度に係る主要な経営指標等を記載すること。

(9)・(10) (略)

新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(7) (略)

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（以下(8)において「主要な経営指標等」という。）を第二号様式記載上の注意(25)のaの(a)から(o)まで（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のbの(a)から(t)まで）に掲げる主要な経営指標等を同記載上の注意に準じて記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b 提出会社が、公開買付けに関して本届出書を提出する場合には、提出会社（提出会社が公開買付者でない場合には、当該公開買付者である会社をいう。）及び当該公開買付けの対象者について最近事業年度に係る主要な経営指標等を第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。

(9)・(10) (略)

改正案

現行

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(21-2)

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	

(4)～(9) (略)

(10)【従業員株式所有制度の内容】(27-2)

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(8) (略)

(新設)

2～6 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 一般的事項
a～d (略)
e この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会における決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

(2)～(19) (略)

(20) 株式の総数等
a・b (略)
c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f (略)

g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。
なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このg、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h～j

(21) 新株予約権等の状況
a～e (略)

(1) 一般的事項
a～d (略)
(新設)

(2)～(19) (略)

(20) 株式の総数等
a・b (略)
c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

(新設)

(新設)

d (略)

e 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。
なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このc、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

f～h

(21) 新株予約権等の状況
a～e (略)

<p>f <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(20)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(21-2) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</u></p> <p>a <u>複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u></p> <p>b <u>「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。</u></p> <p>c <u>「第4四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</u></p> <p>d (略)</p> <p>(24)～(27) (略)</p> <p>(27-2) <u>従業員株式所有制度の内容</u></p> <p><u>第二号様式記載上の注意(47-2)に準じて記載すること。</u></p> <p>(28)～(39) (略)</p> <p>(40) 連結財務諸表</p> <p>a <u>連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。(47)のbにおいて同じ。))が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(63)において同じ。)にあつては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>b <u>連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(45)において同じ。)等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(41)～(46) (略)</p> <p>(47) 財務諸表</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であつて、財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、(47)(bを除く。)から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47)(bを除く。)から(52)までに準じて記載すること。</u></p> <p>c <u>財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附</u></p>	<p>(新設)</p> <p>f (略) (新設)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a・b (略) (新設)</p> <p>c (略)</p> <p>(24)～(27) (略) (新設)</p> <p>(28)～(39) (略)</p> <p>(40) 連結財務諸表</p> <p>a <u>連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</u></p> <p>b <u>連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(41)～(46) (略)</p> <p>(47) 財務諸表</p> <p>a (略) (新設)</p> <p>b <u>財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実</u></p>
---	--

<p>属明細表(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(52)において同じ。)等を会社の実態に即して記載すること。</p> <p><u>d ~ g</u> (略)</p> <p>(48) ~ (62) (略)</p> <p><u>(63) 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載</u> 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項(当該修正後の連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p> <p><u>(64) ~ (66)</u> (略)</p>	<p>態に即して記載すること。</p> <p><u>c ~ f</u> (略)</p> <p>(48) ~ (62) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(63) ~ (65)</u> (略)</p>
--	--

改正案

現行

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1～3 (略)

4【株式等の状況】(8)

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	＝	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	＝	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	＝	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	＝	

(4)～(9) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1 (略)

1～3 (略)

4【株式等の状況】(8)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(8) (略)

5～9 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	

(4)～(8) (略)

2～5 (略)

第5～第8 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(7) (略)

2～5 (略)

第5～第8 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14-2)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(新設)

<p>当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額</p>			<p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社（四半期連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(21)のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、(e)、(f)、(g)、(l)、(p)及び(q)については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(m)、(n)及び(o)については、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>なお、セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 生産、受注及び販売の状況</p> <p>a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、の「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>b~d (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）にお</p>
---	--	--	---

て、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b・c (略)

(10) ~ (12) (略)

(13) 株式の総数等

a・b (略)

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的な内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f~j (略)

(14) 新株予約権等の状況

a~e (略)

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(13)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

g (略)

(14-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記

いて、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー）。(11)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b・c (略)

(10) ~ (12) (略)

(13) 株式の総数等

a・b (略)

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的な内容を記載すること。

(新設)

(新設)

d~h (略)

(14) 新株予約権等の状況

a~e (略)

(新設)

f (略)

(新設)

載すること。

b 前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

c 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

(15) ライツプランの内容

a 「第2 事業の状況」の「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。

なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b (略)

(16) 発行済株式総数、資本金等の推移

a・b (略)

c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d (略)

(17)～(20) (略)

(21) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（cにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c (略)

d 特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この(21)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f (略)

g 特定会社が連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(22)から(31)までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

h gにより第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。

(22) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連

(15) ライツプランの内容

a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。

なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b (略)

(16) 発行済株式総数、資本金等の推移

a・b (略)

(新設)

c (略)

(17)～(20) (略)

(21) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（dにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

(新設)

b (略)

(新設)

c 提出会社が特定事業会社であって、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（dにおいて「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

d (略)

(新設)

(新設)

(22) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)

<p>結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表(有価証券報告書に記載された連結貸借対照表(指定国際会計基準による連結財務諸表が記載されている場合は、連結貸借対照表に相当するもの)を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。</p> <p>b 四半期連結損益計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、四半期連結累計期間に係るもの(前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)及び四半期連結会計期間に係るもの(前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)を記載すること。</p> <p>c 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>d 四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>(24-2) 持分変動計算書</p> <p>当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。</p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 四半期財務諸表</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合((21)のdに該当する場合に限る。)には、aからfまで及び(28)から(31)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(28)から(31)までの規定により記載すること。</p> <p>(28)～(37) (略)</p> <p>(38) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載</p> <p>指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項(当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p>	<p>の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表(有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。</p> <p>b 四半期連結損益計算書については、四半期連結累計期間に係るもの(前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)及び四半期連結会計期間に係るもの(前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>c 四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(25)・(26) (略)</p> <p>(27) 四半期財務諸表</p> <p>a～f (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(28)～(37) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

改正案

現行

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(17-2)

	中間会計期間 (年月日から年月日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4)～(7) (略)

2・3 (略)

第5・第6 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(4) (略)

(5) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

第5・第6 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(4) (略)

(5) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移につ

計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社（中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等の推移について記載すること。

(a)～(q) (略)

b・c (略)

(6) 事業の内容

当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

(7)・(8) (略)

(9) 業績等の概要

a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。

b (略)

(10)・(11) (略)

(11-2) 事業等のリスク

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b・c (略)

(12)～(15) (略)

(16) 株式の総数等

a・b (略)

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的な内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に

いて記載すること。

(a)～(q) (略)

b・c (略)

(6) 事業の内容

当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

(7)・(8) (略)

(9) 業績等の概要

a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。

b (略)

(10)・(11) (略)

(11-2) 事業等のリスク

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。（13-2）のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b・c (略)

(12)～(15) (略)

(16) 株式の総数等

a・b (略)

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的な内容を記載すること。

(新設)

(新設)

<p>記載すること。</p> <p>(a) <u>第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容</u></p> <p>(b) <u>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</u></p> <p>(c) <u>提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）</u></p> <p>(d) <u>提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容</u></p> <p>(e) <u>その他投資者の保護を図るため必要な事項</u></p> <p><u>f～j</u> (略)</p> <p>(17) 新株予約権等の状況</p> <p>a～e (略)</p> <p><u>f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(16)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>g</u> (略)</p> <p>(17-2) <u>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</u></p> <p>a <u>複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u></p> <p>b <u>「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 発行済株式総数、資本金等の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>d</u> (略)</p> <p>(20)～(23) (略)</p> <p>(24) 経理の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p><u>d 特定会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p><u>e</u> (略)</p> <p>(25) 中間連結財務諸表</p> <p>a <u>中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間（以下この様式において「前中間連結会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</u></p>	<p><u>d～h</u> (略)</p> <p>(17) 新株予約権等の状況</p> <p>a～e (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>f</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 発行済株式総数、資本金等の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(20)～(23) (略)</p> <p>(24) 経理の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(25) 中間連結財務諸表</p> <p>a <u>中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間（以下この様式において「前中間連結会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</u></p> <p>なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式に</p>
--	---

<p>なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約連結損益計算書（有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、<u>有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書（当該連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）及び有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書（当該連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。</u></p> <p>b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(26) ~ (30) (略)</p> <p>(31) 中間財務諸表</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（(24)のdに該当する場合に限る。）には、a、c、d及び(32)から(35)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、a、c、d及び(32)から(35)までの規定により記載すること。</u></p> <p><u>c・d (略)</u></p> <p>(32) ~ (42) (略)</p> <p>(43) <u>指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載</u> <u>指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</u></p> <p><u>(44) ~ (46)</u></p>	<p>において同じ。）、要約連結損益計算書（有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、<u>連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書（有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）及び連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書（有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。</u></p> <p>b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(26) ~ (30) (略)</p> <p>(31) 中間財務諸表</p> <p>a (略) (新設)</p> <p><u>b・c (略)</u></p> <p>(32) ~ (42) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(43) ~ (45) (略)</u></p>
---	---

改正案

現行

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2 (略)

3【株式等の状況】(7)

(1)・(2) (略)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (年月日から年月日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4)～(7) (略)

4～6 (略)

第2～第5 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1・2 (略)

3【株式等の状況】(7)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(6) (略)

4～6 (略)

第2～第5 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】(14)

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】(14)

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	

発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

発行価格	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約 (担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】(24-2)

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～f (略)

g 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a)・(b) (略)

(c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

① 財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h (略)

(2)～(5) (略)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～f (略)

g 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a)・(b) (略)

(c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h (略)

(2)～(5) (略)

- (6) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類
届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。
- (7) ~ (9) (略)
- (10) 新規発行株式
a 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を記載すること。
b (略)
c 「内容」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い株式の内容を具体的に記載すること。
新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。
d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。
(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
(b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)
(d) 提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)
(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項
e ~ g (略)
- (11) ~ (13) (略)
- (14) 新株予約権証券の募集
a ~ g (略)
h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。
i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(10)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。
j ~ q (略)
- (15) (略)
- (16) 新株予約権付社債に関する事項
(14)のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。
- (17) ~ (21) (略)
- (22) 手取金の使途
a 提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。
b (略)
- (23) 売出有価証券
a ~ c (略)
d 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「記名・無記名の

- (6) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類
届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。
- (7) ~ (9) (略)
- (10) 新規発行株式
a 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。
b (略)
c 「内容」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い株式の内容を具体的に記載すること。
- (新設)
- d ~ f (略)
- (11) ~ (13) (略)
- (14) 新株予約権証券の募集
a ~ g (略)
(新設)
(新設)
h ~ o (略)
- (15) (略)
- (16) 新株予約権付社債に関する事項
(14)のa、g、h、i、j、k、l、m及びnに準じて記載すること。
- (17) ~ (21) (略)
- (22) 手取金の使途
a 新規発行による手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、その内容及び金額を具体的に記載すること。
b (略)
- (23) 売出有価証券
a ~ c (略)
(新設)

別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載するとともに、(10)のdに準じて記載すること。

e～i (略)

(24) (略)

(24-2) 第三者割当の場合の特記事項
第二号様式記載上の注意(23-2)から(23-10)までに準じて記載すること。

(25)～(42) (略)

(43) 株式の総数等
a・b (略)

c 「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。
会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。
会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「内容」の欄の冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。
株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

d 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めがない場合はその旨)

(c) 提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めがない場合はその旨)

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

e・f (略)

(44)～(51) (略)

(52) 経理の状況
a (略)
b 財務書類は、財務諸表等規則第129条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
c (略)

(53) 財務書類
a 次の財務書類を掲げること。
(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類(貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
①～③ (略)

d～h (略)

(24) (略)

(新設)

(25)～(42) (略)

(43) 株式の総数等
a・b (略)

c 「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。
株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

(新設)

d・e (略)

(44)～(51) (略)

(52) 経理の状況
a (略)
b 財務書類は、財務諸表等規則第127条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
c (略)

(53) 財務書類
a 次の財務書類を掲げること。
(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類(貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
①～③ (略)

<p>(b) (a) の②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第129条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。</p> <p>(c) 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(54) ~ (69) (略)</p>	<p>(b) (a) の②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第127条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。</p> <p>(c) 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(54) ~ (69) (略)</p>
--	--

改正案

現行

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第六部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(略)

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～8 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件		自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項		代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
4～8 (略)		4～8 (略)	
第2・第3 (略)		第2・第3 (略)	
第二部～第六部 (略)		第二部～第六部 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(略)		(略)	

改正案

現行

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(25-2)

	第4 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	
当該期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	二	

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第二部 (略)

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第二部 (略)

<p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。 (a)・(b) (略) (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。 ① 財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。 ② 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(25) (略)</p> <p><u>(25-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</u> a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。 b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。 c 「第4 四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。</p> <p>(26) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～c (略) d 当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</p> <p>(27)～(33) (略)</p> <p>(34) 経理の状況 a (略) b 財務書類は、財務諸表等規則第129条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。 c (略)</p> <p>(35)～(48) (略)</p>	<p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。 (a)・(b) (略) (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。 ① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。 ② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>(2)～(25) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(26) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～c (略) (新設)</p> <p>(27)～(33) (略)</p> <p>(34) 経理の状況 a (略) b 財務書類は、財務諸表等規則第127条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。 c (略)</p> <p>(35)～(48) (略)</p>
---	---

改正案

現行

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	二	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	二	
当該期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	二	

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第二部 (略)

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

第6～第9 (略)

第二部 (略)

<p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 「第5 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」については、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(2) 「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1 財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意(53)に準じて掲げること。</p>	<p>(記載上の注意) 第七号様式に準じて記載すること。ただし、「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1 財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意(53)に準じて掲げること。</p>
--	--

改正案

現行

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(16-2)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

<p>当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額</p>			
<p>当該四半期会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数</p>			
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。</p> <p>① 財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。</p> <p>② 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>h (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>(16-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</p> <p>a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</p> <p>b 前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>c 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>(17) 発行済株式総数及び資本金の推移</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(21) 経理の状況</p> <p>四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条第1項から第3項までの規定のうちいずれによる</p>			<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。</p> <p>① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。</p> <p>② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。</p> <p>h (略)</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(17) 発行済株式総数及び資本金の推移</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(21) 経理の状況</p> <p>四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第83条第1項から第3項までの規定のうちいずれによる</p>

<p>ものであるかを記載すること。</p> <p>(22) 四半期財務書類</p> <p>a 次の四半期財務書類を掲げること。</p> <p>(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第85条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。</p> <p>この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（（b）において同じ。）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(b) 四半期財務諸表等規則第85条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。</p> <p>b （略）</p> <p>(23) ～ (29) （略）</p>	<p>ものであるかを記載すること。</p> <p>(22) 四半期財務書類</p> <p>a 次の四半期財務書類を掲げること。</p> <p>(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。</p> <p>この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（（b）において同じ。）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(b) 四半期財務諸表等規則第83条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。</p> <p>b （略）</p> <p>(23) ～ (29) （略）</p>
--	--

改正案

現行

第十号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(18-2)

	中間会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

$\frac{(3)}{2 \cdot 3} \cdot \frac{(4)}{(略)}$

2・3 (略)

第6～第8 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

第十号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(新設)

$\frac{(2)}{2 \cdot 3} \cdot \frac{(3)}{(略)}$

2・3 (略)

第6～第8 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
a～f (略)
- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
(a)・(b) (略)
- (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
① 財務諸表等規則第129条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
② 財務諸表等規則第129条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
- (2)～(18) (略)
- (18-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。
b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。
- (19) 発行済株式総数及び資本金の状況
a～c (略)
- d 当該半期中において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
- (20)～(22) (略)
- (23) 経理の状況
中間財務書類は、中間財務諸表等規則第76条第1項、第2項又は第3項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (24) 中間財務書類
a 次の中間財務書類を掲げること。
(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第76条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。
この場合において、中間財務書類の種類(中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。(b)において同じ。)
①～③ (略)
- (b) 中間財務諸表等規則第76条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。
- b (略)
- (25)～(34) (略)

- (1) 一般的事項
a～f (略)
- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
(a)・(b) (略)
- (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
- (2)～(18) (略)
- (新設)
- (19) 発行済株式総数及び資本金の状況
a～c (略)
- (新設)
- (20)～(22) (略)
- (23) 経理の状況
中間財務書類は、中間財務諸表等規則第74条第1項、第2項又は第3項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- (24) 中間財務書類
a 次の中間財務書類を掲げること。
(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第74条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。
この場合において、中間財務書類の種類(中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。(b)において同じ。)
①～③ (略)
- (b) 中間財務諸表等規則第74条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。
- b (略)
- (25)～(34) (略)

改正案	現 行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。<u>当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>

改正案

現行

第十二号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	

第十二号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～3 (略)

4【新規発行新株予約権証券】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）	
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	
（新株予約権付社債に関する事項）	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

6・7 (略)

第2 (略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(2)～(9) (略)

6・7 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。

(2)～(9) (略)

改正案	現 行
<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記 載すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>

改正案

現行

第十五号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

第十五号様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 (略)

2【新株予約権証券の募集】

(1) (略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

3【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～6 (略)

第2 (略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
計	二				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(2)～(9) (略)

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4～6 (略)

第2 (略)

(新設)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類

今回発行登録により募集又は売出しを行う有価証券の種類を記載すること。

(2)～(9) (略)